

酒もタバコもコーヒーも、飲まず吸わずに活動中

【月刊発行をめざす、江戸川区議会議員田中けんの政治活動報告書】

月刊

田中けん

区議会「民主・みんな・維新」



特集「貸付金や直接融資にかかる債権放棄について」

※ 8 月号はお休みさせていただきました。

けん's
エッセイ
vol.5

注目される地方議会



東京都議会における塩村議員に対する不適切なヤジや兵庫県議会における野々村議員による号泣会見など、今、地方議会が注目されています。

これらの事件は不祥事に違いないのですが、「悪事千里を走る」のたとえ通り、不祥事だからこそ全国に伝わるニュースがあります。

私はこれら「不祥事」をプラス思考で考えます。都議会でのヤジが表面化したからこそ都議会のヤジがおとなしくなり、号泣会見があったからこそ兵庫県議会における政務調査費の使われ方が改まろうとしているわけです。

結果的に、世の中を良くする「不祥事議員」に自らがなりたいとは思いませんが、彼らの存在があってこそ、改革は一步も二歩も進んでいきます。

日経グローバルによると、議会改革における都内最高位は町田市議会、最下位は江戸川区議会です。この事実を本会議の質問で述べたところ、他会派からの過干渉があり、「発言は気をつけるように」と、私は会派幹事長から口頭注意を受けました。

私が問題視している点は、正にここなのです。都内最低の評価しか受けられない事実を謙虚に受け止められず、私のように批判的な議員を注意することでしか体裁を保てないのですから、正直、これからも江戸川区議会の議会改革には期待が持てません。

「江戸川区議会が最低だ」

議員の一人でありながら、私の力不足のため、議会改革を進められない責任を感じつつ、この事実をより多くの江戸川区民に知ってもらうことで、区民から議会改革の声をあげていただきたいのです。批判を許さず、自ら改革しない江戸川区議会は、正真正銘、都内最低の議会だと、メンバーの一人である私自身は、自信を持って区民に訴えます。

☎ 総合連絡先：03-3248-0888

弁護士による無料法律相談受付中

田中けん集会＊百語

10月 26日 (日) 13:00～「食事会」

参加費：1,500円 (飲酒希望者は 3,000円)

場所：田中けん事務所 (詳しくは 4 ページ目に！)

※ 食事付きの集会です。

※ 集会参加希望者は、事前連絡をお願いします。

ご案内

* 墨田川高校ビジネス交流会・同窓会 *

日時：9月 24日 (水) 19:30～21:00

場所：東駒形 3丁目町会会館 (墨田区東駒形 3-10-7)

参加費：300円

※ 墨田川高校卒業生は、気軽に電話連絡ください。

ご紹介

・写真集、グラビアに興味ある方 (最近、映像関係者と知り合いになりました)

・宝島社から 2冊共著を出版している関係で、編集者を知っています。何か本を出したいと思っている方は、気軽にご連絡ください。

お誘い

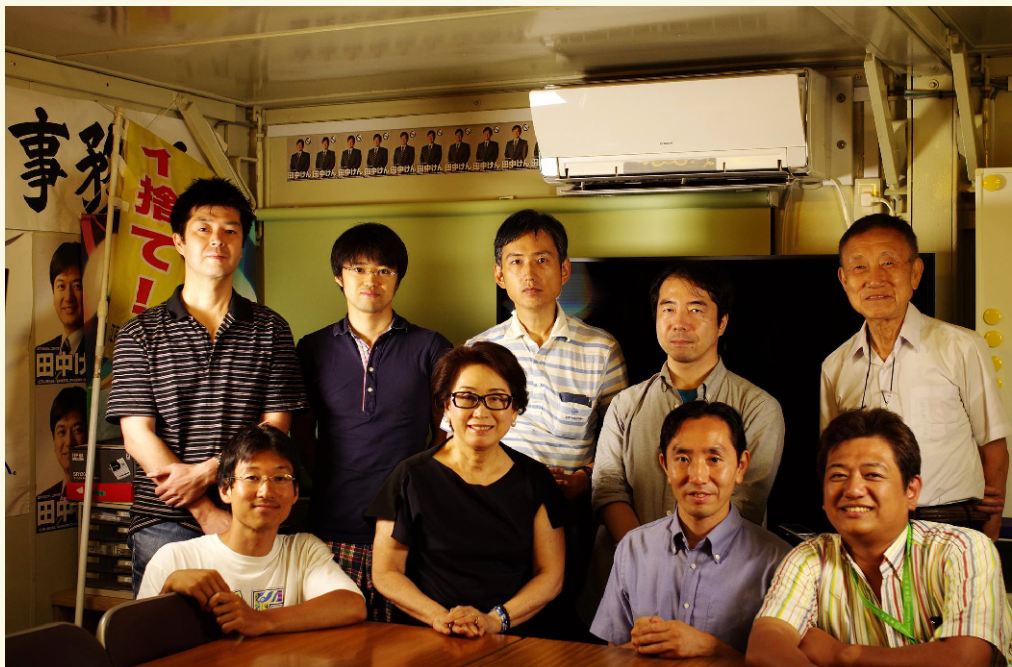
毎月第 4 木曜日 (原則) に鈴木宗男氏が主催する「東京大地塾」にご一緒しませんか。入場料無料で、とても勉強になります。

ひゃくがたり

集会【百語】報告

「外国から見た日本」

7月 27日 (日) 13:00～ 参加者 7名



今回は、武山百合子元衆議院議員をお迎えして、百語を行いました。冒頭に、どのようにして日本国憲法が作られたのかのお話がありました。

その後、アメリカで長く生活された経験から、教育事情を中心に、日米の違いについてお話をいただきました。特に印象的だったのは、子どもの教育に熱心な親たちによる積極的な P T A 活動が、盛んであることは、現在の日本とは大いに違っているとの感想を持ちました。

今期、私は生活振興環境委員会に所属しました。その委員会で得た情勢情報をお伝えします。
これだけの税金が区民に貸し付けられ、これだけの税金が返済不能となって、区が債権放棄
しているという実態を知ってください。



貸付金や直接融資にかかる債権放棄について

※生活一時資金貸付：江戸川区では生活費等が一時的に不足した方に、生活の安定を図るため必要な資金をお貸ししています。
詳しい内容・ご相談は、区民課・各事務所庶務係までお問い合わせください。

参考資料 平成26年6月26日

生活一時資金貸付金に係る専決処分した事件の報告および債権放棄について

- 1 生活一時資金の返済を求める訴えの提起 91件 20,937,276円
- 江戸川区の私債権の管理に関する条例第8条第1項の規定に基づき、返済期限が到来している生活一時資金貸付金の返済を求める訴えの提起について、平成25年11月29日付けで行いました。
(平成26年第一回定例会で報告しました。)
- 2 償還訴訟にかかる和解 45件 16,569,167円
- 上記、提起の結果、和解の専決処分を行ったので、同条第2項の規定により議会に報告します。
- 3 償還が見込めない生活一時資金の放棄 18件 3,559,959円
- 江戸川区の私債権の管理に関する条例第14条第1項の規定に基づき放棄した生活一時資金について、同条第2項の規定により議会に報告します。

＜資料＞

(1)生活一時資金償還状況（元金） 平成26年4月1日現在

貸付総数 S44～	完済	未償還	不能欠損
28,507件	21,453件	5,344件	1,710件
5,190,262,900円	4,393,103,417円	664,940,473円	132,219,010円
100.0%	84.6%	12.8%	2.5%

(2)未償還に対する取り組み

- ①滞納発生 → 電話催告・文書催告 → 悪質者は一括返還
- ②催告無視 → 弁護士委託 → 弁護士納付相談 → 分納合意
- ③弁護士催告無視 → 裁判所に訴えの提起 → 和解 又は 判決
- ④裁判結果不履行 → 強制執行（預金・給料の差押）、財産開示申立
- ⑤強制執行不能 → 後日再執行

裁判所に訴えの提起→和解は
専決処分

(3)訴訟の状況 平成25年4月1日現在

裁判結果	件数	金額	備考
判決	863件	172,678,632円	
和解	774件	64,010,429円	報告2の和解含む
合計	1,637件	236,689,061円	

(4)貸付額と償還額の推移（年度別） (円)

年度	貸付額 a		償還額 b	収支 b-a
	件数	金額		
16年度	806	235,949,000	179,829,520	△ 56,119,480
17年度	701	200,589,000	180,003,849	△ 20,585,151
18年度	655	196,485,000	181,588,606	△ 14,896,394
19年度	597	174,871,000	198,745,307	23,874,307
20年度	538	147,964,000	176,944,603	28,980,603
21年度	649	181,197,000	215,834,959	34,637,959
22年度	606	160,162,000	244,132,793	83,970,793
23年度	441	119,512,000	225,144,576	105,632,576
24年度	440	116,181,000	213,487,329	97,306,329
25年度	347	89,941,000	190,265,651	100,324,651

※それぞれ
単年度内の金額

弁護士委託経過

年度	委託件数	委託金額	回収済金額	返済約束額
19	100	22,975,900	10,549,406	3,876,194
20	200	83,435,600	40,373,326	9,208,981
21	1,000	230,644,367	135,644,577	30,483,300
22	1,002	236,489,300	135,916,464	34,293,600
23	705	147,918,107	81,838,442	23,050,450
24	203	42,384,988	16,526,566	12,076,000
25	140	28,597,000	6,207,560	12,904,476
26	101	27,448,877		
計	3,453	819,894,169	427,056,341	125,893,001

経費）弁護士委託@ 35,000× 3,453件＝ 120,855,000円

回収済金額 - 弁護士委託額 = 事業効果額

427,056,341 - 120,855,000 = 306,201,341

※回収済金額
弁護士との交渉により、全額または一部納付した額と、
訴訟後に完納した額の合計

中小企業向け直接融資等に係る債権の放棄について

中小企業向けの直接融資等に係る債権のうち、債務者、連帯保証人からの償還が見込めない以下の債権について、江戸川区の私債権の管理に関する条例第 1 条第 1 項各号に基づき放棄します。

1 対象債権と根拠、放棄額 (金額：千円)

債権の種類と制度概要	放棄の事由	件数	貸付額	放棄額
中小企業緊急特別対策資金	第 1 号 著しい生活困窮	8	36,000	19,535
地場産業振興資金	第 2 号 破産法等の法令による免責 第 3 号 消滅時効の完成	6	12,600	6,340
景気対策特別資金 (あっせん融資への損失補償)	第 5 号 徴収停止後、弁済の見込みなし (休止法人、行方不明等)	2	(損失補償額) 2,492	2,491
合 計		16	51,092	28,366

※平成 26 年第 2 回区議会定例会へ報告

2 未償還債権に対する取り組み

滞納発生 → 電話催告・文書催告 → 現況調査・訪問交渉※

※緊急特別資金等の長期滞納者について民間債権回収会社 (サービサー) へ調査・交渉を委託

調査・交渉結果 → 私債権条例に則し、返済計画見直し (リスケジュール)、徴収停止、債権放棄、
訴訟などの対処を判断

行方不明・休眠法人等は 1 年経過後に再調査、回収の可否を判断

<参考> 各制度の償還状況 (平成 25 年度末) 上段：件数、中段：融資 (補償) 額、下段：未収元金 (千円)

制 度	合 計	完 済	償 還 中 (条件変更含む)	延 滞	不能欠損 処理済
中小企業緊急特別対策資金 平成 10 年度 限度額 500 万円 金利 1.5%	1,384 6,475,800 1,712,075	831 3,926,700 -	36 161,000 70,773	135 603,550 374,374	382 1,784,550 1,266,928
地場産業振興資金 昭和 58 年度～現行 限度額 500 万円 金利 1.5%	573 1,104,260 165,858	484 834,860 -	16 52,900 21,356	34 96,700 67,969	39 119,800 76,533
景気対策特別資金 (あっせん融資への損失補償) 平成 14 年度 限度額 500 万円 金利 2.0% 保証料補助 利子補給 1.5%	183 656,900 90,369	146 517,400 -	2 8,000 1,708	11 37,500 24,350	24 94,000 64,311

※産業振興課相談係

軽自動車は危険！車格を拡大せよ。

軽自動車大国ニッポンの実像

2014年 3月 15日 WEB RONZAより

軽自動車はいま、国内の新車販売の 4割を占める。割安な税金や高速料金、燃費性能の良さなどで人気を集めている。一方、日本でしか通用しない規格のため、自動車メーカーが軽自動車にばかり注力し続けられ、海外市場での競争力が弱まる可能性も指摘される。いわゆる「ガラ軽」化の懸念だ。

折しも税制の見直しがなされ、2015年度以降の新車から、軽自動車税はいまの年 7,200円から 1万 800円に上がる。自動車取得税 (軽は 3%) は段階的になくなるが、4月から消費税率が 8%に上がり、買う側の負担は重くなる。軽自動車の快走は今後も続くのか。

これまで私は「軽自動車の優遇税制を廃止せよ」と何度も訴えてきました。その主張には「軽自動車は危険」という私の認識があったからです。だからこそ消費税導入に伴う軽自動車の増税を私は歓迎し、より多くの日本人が「軽自動車離れ」することを望みます。

現行の軽自動車の大きさは、以下の規格通りです。
全長 3,400mm(3.40m)以下、全幅 1,480mm(1.48m)以下、全高 2,000mm(2.00m)以下

それに対して、私は軽自動車の車格拡大を提案します。
全長 4,000mm(4.00m)以下、全幅 1,700mm(1.70m)以下

常識的に考えて、大きな車ほど交通事故の際には安全です。それにも関わらず「優遇税制」という「死に至る税制」に翻弄されて、多くの日本人は軽自動車に“乗せられています”。しかもその自覚がありません。

自説に対して、「軽自動車は危なくない」と異論を唱える専門家もいます。

- それでは独立行政法人自動車事故対策機構 NASVAの衝突性能試験における車の安全性はどうなっているのでしょうか。以下は同機構のホームページ掲載のデータです。点数が高い車ほど安全性の高さを示しています。

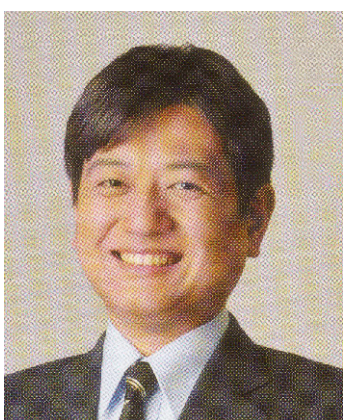
【平成 23年度評価車種の新 安全性能総合評価の数値】

フィアット /500C	138.6点
日産 /モコ	140.2点 (軽自動車)
スズキ /ノリオ	143.5点
スズキ /スプラッシュ	145.2点
ダイハツ /ミライース	153.4点 (軽自動車)
スズキ /ワゴン R	154.3点 (軽自動車)
ホンダ /NBOX	157.7点 (軽自動車)
アウディ /A1	157.9点
BMW /X1	160.5点
トヨタ /アクア	165.3点
トヨタ /ヴィッツ	166.5点
日産 /リーフ	169.8点
トヨタ /プリウス α	173.1点
日産 /エルグランド	173.1点
ホンダ /CR-V	176.7点
トヨタ /加-ラ フィルダ-	178.4点
レクサス /CT200h	179.6点
スバル /インプレッサ (SCA付)	181.8点
スバル /レガシィ	182.9点
マツダ /CX-5	184.3点
三菱 /アウトランダー	184.6点

- 総じて軽自動車の成績は悪い。これがデータから読み取れる事実です。「軽自動車は危なくない」とは、間違った認識です。交通事故を起こさない対策も必要ですが、起きてしまった場合でも、死者を少なくする手法として、国民により安全性の高い車に乗ってもらう政策誘導は可能です。それが政治の責任です。

- しかし今は間違った優遇税制によって、多くの国民が小さく危険な車に乗らされています。ここで問うべきは、「小ささ・利便性」と「生命」のどちらを優先して政策に反映させるかという政治哲学です。私は生命を優先して選択し、この人災を告発します。

広い小中学校の実現 シンプル=小さな政府 特定秘密保護法に反対



江戸川区議会議員

田中 けん

www.t-ken.jp



電話番号 : 03-3248-0888 (平日 9~18時まで)
自宅事務所 : 〒132-0021 江戸川区中央 4-25-14
数地内奥、白いプレハブ)

＊ プロフィール ＊

松江三中卒、墨田川高校卒、千葉大学教育学部卒
1995年 江戸川区議選 (278票・41位) 当選
1999年 同選挙 (428票・16位) 当選
2001年 東京都議選 (1239票・8位) 落選
2003年 江戸川区議選 (410票・15位) 当選
2007年 同選挙 (388票・25位) 当選
2011年 同選挙 (3280票・41位) 当選
著作(共著)“外国人参政権”で日本がなくなる日 宝島社 2010年
100人がしゃべり倒す!「魔法少女まどか☆マギカ」宝島社 2011年

区議会日台親善議員連盟会長・禁煙地方議連代表幹事・ホームヘルパー 2 級